

高知県	質問内容	回答
1	宿泊日数の上限はありますか。	高知県の支援上限は、2府県以上で2連泊以上の場合は、1人当たり延べ5泊までです（周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除く）。高知県内で2連泊以上の場合は、上限3泊までです。
2	報償金額の総額はいくらですか？	高知県は約1.7億円です。請求時に予算の上限を超えていた場合、報償金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。
3	子どもも対象となりますか？	対象となります。但し、上限4千円までで、宿泊料金を上回る報償金の支払いはできません。
4	周遊旅行促進事業の場合、各府県へ申請が必要ですか。	各府県から支援を受けるためには、各府県の事務局へ申請が必要です。まとめて申請することはできませんので、各府県の手続きに従い、それぞれの府県事務局へ申請をお願いいたします。なお、予算額も各府県によって異なります。申請時に予算の上限を超えていた場合、報償金を受けられない恐れがあります。残予算については各府県事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。一方の府県で予算の上限を超え、不支給の場合でも、高知県の予算が残っていた場合は、高知県からのみ報償金を受けることができます。
5	日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。	宿泊を伴わない場合は対象となりません。
6	連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。	11月30日宿泊分までが対象となります。12月1日宿泊分は対象となりません。また、それ以前に高知県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば11月29日に愛媛県、11月30日に高知県、12月1日に山口県に宿泊した場合は、29日、30日の2日分の宿泊料金が本事業の対象となり、12月1日の宿泊分は対象外となります。
7	旅行業者に依頼した宿泊を伴う手配旅行は対象となりますか。	対象となります。予め割引された手配旅行に参加する場合は宿泊施設からご請求いただくこととなります。また、予め割引されていない手配旅行に参加する場合は、旅行者本人が請求を行っていただくこととなります。なお、予約日にはご注意ください。
8	旅行者自身が請求することのできる宿泊旅行について教えてください。	本事業が定める交付対象期間内に交付対象経費となる宿泊で、予め割引されていないものが対象となります。
9	他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？	他の補助金・助成金等の種類によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。
10	ホテルの自社ポイントを利用した場合に、報償金の請求はできますか？	できます。ただし、ポイント利用後の宿泊料金が対象となりますので、その金額が4,000円以下となる場合は、その金額が支援額の上限となります。
11	施設や旅行業者側で本事業のプロモーションを行ってもいいでしょうか？	お願いいたします。ロゴ等は下記ホームページからダウンロードください。また、その際は二重価格表記違反にご注意ください。 併せて「6.（旅行業者向け）割引された企画旅行を販売するためには」もご参照ください。 https://fukkou-shuyu.jp/logo.html
12	宿泊料に消費税を含めてもいいですか？	消費税を含めない料金が報償金の対象額となります。
13	外国人も支援対象となりますか？	国内に口座を持つ個人・法人であれば、どなたも対象です。

高知県	質問内容	回答
14	報償金の交付について、子どもも対象となりますか？	子どもも対象となります。有料宿泊で1泊4,000円(税別)以上であれば、1人4,000円を交付。4,000円未満は、宿泊料金が上限となります。
15	キャンプ場は本事業の対象となりますか？	旅館業法での許可を受けた施設が対象となるため、キャンプサイト部分などについては対象外となります。
16	現時点で、悪天候などで2府県・2連泊以上が1泊になった場合のようなキャンセル時の対応方について問い合わせがあった場合、事務局に問い合わせをするということによろしいでしょうか？	構いません。(11府県ふっこう周遊割高知県事務局 086-232-6528 平日10:00~17:00 ただし9/1、9/8は営業)
17	募集型企画旅行の添乗員・バス乗務員の宿泊代は、報償金の対象となりますか？	交付条件を満たすものであったとしても、もともとの料金設定で宿泊施設が便宜を図っていることが多く、対象外とします。
18	インバウンド向けの企画旅行も対象となりますか？	予め割引された旅行商品に外国人観光客が参加する場合であっても、申請者は宿泊施設(国内口座を有するものに限る。)となるため、対象となります。但し、事前に報償金の枠を設定している旅行業者が実施するもの以外のものは、報償金の支払いが担保されない場合がありますので、一度事務局に相談して下さい。
19	高知6泊+愛媛1泊の場合に、交付対象となる宿泊についての考え方はどうなりますか？	2府県以上で2泊以上を連続し、かつ県内で延べ5泊までという基準であるため、高知県内での2泊目~6泊目および愛媛県内1泊目が対象となります。
20	高知・高知・愛媛(3連泊)のお遍路巡礼の旅行商品を企画した場合、本事業の対象となりますか？	お遍路巡礼の旅行商品の取扱については、周遊割の対象とするか愛媛県と協議中です。
21	4,000円以下なら無料で宿泊できることになるが、宿泊料金の下限はありますか？	下限はなく、税抜き4,000円以下の商品についても対象となります。但し報償金は実支払額が上限となるので、例えば宿泊料金が税抜き3,000円であれば、3,000円を申請できることとなります。
22	連泊中に寺の宿坊などを利用(無料)した場合、連泊中の宿泊はどうなりますか？	本事業では、旅館業許可を有する施設での宿泊が対象となりますので、旅館業許可を有していない施設に宿泊した場合には、その部分は連泊となりません。前後の旅館業許可を有する宿泊施設での宿泊と他府県の宿泊施設で連泊をしている部分が対象となります。
23	延べ宿泊が5泊までなら、複数回の来県でも可能ですか？	8/31~11/30の期間で、報償金の予算に残額がある場合は可能です。延べ5泊を超える宿泊分は対象となりません。
24	旅行者と宿泊料金の支払者が同一でない場合(家族からの旅行のプレゼント等)、申請をすることは可能ですか？又、可能であれば誰が申請を行いますか？	旅行者と支払負担者との関係性をどう確認するか、受託者であるJTBや他の11府県と協議して、HP等で公開します。
25	各種ギフト券との併用は可能ですか？	各種ギフト券(JTB旅行券、JCB商品券等)での支払いは、現金で支払ったものと同様に取扱うこととしており、宿泊料金として利用した金額が対象となります。
26	OTAのポイントとの併用は可能ですか？	併用できます。但し、ポイントで行った支払いを除いた精算額が対象となります。

高知県	質問内容	回答
27	市町村等が発行する地域振興券（プレミアム旅行券等）との併用は可能ですか？	併用できます。但し、地域振興券で行った支払いを除いた額が対象となります。例えば、10,000円の宿泊料金で、4,000円を地域振興券で、6,000円を現金やクレジットカードで支払った場合には、現金やクレジットカードで支払った6,000円が対象金額となります。
28	龍馬パスポートでもらった特典の宿泊券との併用は可能ですか？	併用できません。本事業の目的は、平成30年7月豪雨の風評被害を排除し、新規旅行者の獲得を目的としている一方、龍馬パスポート事業は、リピーター対策を目的としており、支援の目的が合致していないためです。
29	OTAを活用した、高知県ふっこう割クーポンとの併用は可能ですか？	併用できます。但し、本事業の対象は、8月28日以降の予約分となるので、それより前にクーポンを活用して予約を行った分については、本事業の対象となりません。
30	宿泊施設が、報償金を申請することを前提にOTAのサイトを通じて、割引して宿泊の提供をしても良いですか？	割引して宿泊の提供をしてはいけません。予約の時点で2府県・2連泊以上が担保されていないため、報償金の交付ができない場合があります。通常料金で販売して、旅行者から申請していただくこととなります。
31	予め割引された旅行商品に旅行者が参加した場合で、宿泊施設が報償金を請求する前に予算額を使いってしまった場合どうなりますか？	報償金の残額の管理ができるように、第一次配分として、大手旅行会社に配分を行っており、枠を確保しています。
32	宿泊施設からではなく、旅行会社から報償金の請求ができないのですか？	できません。宿泊施設の負担をできるだけ軽減させるため、国に対して要望を行ってきたが、認められていません。
33	宿泊施設が報償金を請求する際に様式2（販売実績報告書）は旅行会社ごと送られてくるものを複数枚添付することとなると思いますが、様式1（申請書兼請求書）は1枚で構いませんか？	構いません。
34	提出する領収書はコピーで良いですか？	提出する領収書はコピーでも構いません。また、添付が必要となる領収書は、申請する県で宿泊したもののみで足りません。
35	提出する宿泊証明書はコピーで良いですか？（本通は1通で良いですか？）	本県に申請する場合は、本県宿泊分の宿泊証明書（原本）と他府県宿泊分の宿泊証明書（コピー）を添付することとしています。
36	期間内でも報償金の予算に達すれば終了となるということであるが、現状の残数を確認する方法はありますか？	ふっこう周遊割Webサイトの中で、大まかな状況を確認できるようにします。
37	旅行者から宿泊証明の交付の要請があった場合、宿泊施設は、前後泊が対象地域であるかを確認しなければならないですか？	確認しなくても構いません。（念のため、ふっこう周遊割の条件などは伝えて頂きたいのですが、宿泊施設に前後の宿泊地を確認頂く必要はありません。）
38	募集型企画旅行で止むを得ず分宿になった場合、様式5の宿泊証明書は、本来の宿泊施設でまとめて証明するやり方で大丈夫ですか？	予め割引されていない旅行商品に参加する場合、宿泊施設ごとに宿泊証明書を交付する必要があります。なお、予め割引されている旅行商品に参加する場合には、宿泊証明書の交付は必要ありません。

高知県	質 問 内 容	回 答
39	OTA(楽天・じゃらん等)サイト上でのダイナミックパッケージの場合、割引価格で卸が出来ていない場合、報償金の申請は旅行者になり、宿泊証明書の発行が必要となります。包括料金で明細は出せません。どうしたらいいですか？	宿泊証明書にパッケージご利用の旨及び包括料金の記載をしていただければ構いません。
40	宿泊証明書に記載する料金の基準は素泊まりとされていますが、多くのお客様が食事やその他の特典を含むプランをご購入頂いています。宿泊証明書の単価記入欄は、セットプラン料金（税別）で記載しても良いですか。	観光庁に再度確認した結果、1泊2食付セットプラン、1泊朝食付セットプランも対象とする旨の回答がありました。
41	個人が対象となる3県で1泊ずつした場合、宿泊証明書は写し込みで3枚必要となります。宿泊施設は原本1枚を出すのか、写しも準備するのか。11府県の統一ルールはありますか？	1枚を交付するだけでよいと考えています。写しは、申請者が用意することとなります。
42	宿泊証明書発行の必要があるかを、旅行者に確認しなければいけませんか？	基本的には旅行者からの要請に応じて発行をしていただくこととなります。しかし、その後のトラブルを未然に防ぐ意味で、可能な範囲で確認いただければ、非常にありがたいと考えています。
43	旅行者が、宿泊証明書の発行の要請をし損ねることへの対策はどうですか？	フロントにPOPやチラシを置いたり「ふっこう周遊割の宿泊証明書が必要な方はお申し出ください。」といった案内等作ってもらえると、非常にありがたいと考えています。
44	宿泊証明書の発行をしなくても良いですか？	旅行者の要請に応じて宿泊証明書の発行にご協力頂きたいです。どうしても発行できない場合は、宿泊時のトラブルを未然に防ぐために、その旨を予約時に旅行者に伝えて下さい。
45	宿泊施設独自の様式の宿泊証明書でも構いませんか？	様式5（宿泊証明書）の内容が全て網羅されていれば、構いません。
46	様式2の販売手数料を引いた最終の価格のいずれとなりますか？一般的な宿泊クーポンでは発行収入は内りりで含まれ、業務用クーポンだとNET表示になっています。	様式2は旅行業者が記載するものであり、旅行者に対して販売した宿泊料金部分の金額を記載して頂くものです。
47	宿泊施設からの報償金の申請について、毎月分を月末で締めて一括して申請するとされていますが、特に募集型のツアーの場合、精算する基準日が出発日ベース・到着日ベースと様々です。報償金を申請する場合の月始から月末までの考え方は決まっていますか？	厳密には宿泊があった日としていますが、旅行会社と宿泊事業者に任せ事務局としても柔軟に対応していきます。但し、11/30の最終宿泊日だけは注意して下さい。
48	宿泊施設から旅行業者に対して、既に提供予定としている客室の取扱について、予め割引した旅行商品としてふっこう周遊割の対象にできますか？	既に決定している仕入価格等を変更する等の手続きが必要であるため、宿泊施設と旅行業者で協議して決定して下さい。
49	旅行業者から予め割引した企画旅行を造成したい旨の問い合わせがあった場合、県及び事務局から報償金の枠の設定を受けた旅行会社かどうかが分かりません。その情報を事前に宿泊事業者に教えてはもらえませんか？	Webサイト等での公開はしませんので、お手数をおかけしますが、その都度、事務局にご確認をお願いします。